



長野県告示174号

社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱（昭和52年長野県告示第460号）の一部を次のように改正し、令和5年度の補助金から適用します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部 守一

第1中「広域連合及び一部事務組合（以下「広域連合等」という。）並びに」を削る。

第2第2号中「広域連合等及び」を削り、「別表第1」を「別表」に改め、同第2第3号中「広域連合等の設置する別表第1の左欄に掲げる施設に勤務する同表の右欄に掲げる職員又は」を削り、「社会福祉法人等の設置する別表第1」を「社会福祉法人等の設置する別表」に改める。

第3の表の産休代替職員雇用事業の項中「広域連合等又は社会福祉法人等が、」、「広域連合等にあつては、2分の1以内」及び「社会福祉法人等にあつては、」を削り、同表の病休代替職員雇用事業の項中「広域連合等又は社会福祉法人等が、別表第2に定める」を「病休職員が休暇を開始した日から起算して180日を経過する」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

こども・家庭課

長野県告示第175号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数等（令和5年長野県告示第142号）は、令和6年3月28日限り、廃止します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部 守一

健康増進課国民健康保険室

長野県告示第176号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部 守一

名称	条項
長野県環境影響評価条例（平成10年3月30日長野県条例第12号）	第5条第1項

環境政策課

長野県告示第177号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部 守一

- 土地の区域（形質変更時要届出区域）
諏訪市大字四賀字境大縄通3134番1の一部
- 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部 守一

- 施行者の名称
佐久市
- 都市計画事業の種類及び名称
佐久都市計画下水道事業 佐久市公共下水道
- 事業施行期間
昭和49年3月11日から
令和12年3月31日まで
- 事業地
変更なし

生活排水課

長野県告示第179号

次の区域を長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第2条第1項第1号のオに規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部 守一

北安曇郡松川村字柄沢4203番3、4203番11、北安曇郡松川村字鳥奴4209番1、4209番2、4209番3、4209番4、4209番7、4209番8、4209番13、4209番18、4209番20、4209番21、北安曇郡松川村字北ノ原4335番1、4335番2、4335番6、4336番3、4336番13、4336番25、4336番26、4336番39及び4336番40

産業立地・IT振興課

長野県告示第180号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第181号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の一部について指定を解除します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 一部について指定を解除する区域の名称

箕作（3）

2 一部について指定を解除する区域

下水内郡栄村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第182号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

裏落合2、表落合1及び表落合3

2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第183号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

裏落合2、表落合1、角間3、乗廻1、穂波温泉2及び菅2

2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称

箕作（3）

- 2 一部について指定を解除する区域

下水内郡栄村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第185号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称

安代1

- 2 一部について指定を解除する区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称

裏落合2、表落合1及び表落合3

- 2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称

裏落合2、表落合1、角間3、乗廻1、穂波温泉2及び菅2

- 2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県伊那建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月28日

長野県伊那建設事務所長 石田良成

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 153号
(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字伊那富7815番の6地先から 上伊那郡辰野町大字伊那富7826番の3地先まで	旧	m 8.1 ~ 13.8	km 0.1640
同上	新	10.0 ~ 19.7	0.1640

- 2 (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 与地辰野線
(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字伊那富7815番の6地先から 上伊那郡辰野町大字伊那富6325番の1地先まで	旧	m 4.5 ~ 10.0	km 0.5030
同上	新	10.3 ~ 19.7	0.5030

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月28日

長野県木曾建設事務所長 片桐剛

- 1 (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 南木曾停車場線
(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町読書3660番の3地先から 木曾郡南木曾町読書3688番の8地先まで	旧	m 7.5 ~ 13.2	km 0.0910
同上	新	7.6 ~ 14.1	0.0910

- 2 (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 木曾福島停車場駒ヶ岳線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡木曾町福島1240番の1地先から 木曾郡木曾町福島1227番の3地先まで	旧	m 6.7～12.6	km 0.1458
同 上	新	8.3～14.3	0.1458

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月28日

長野県安曇野建設事務所長 小林 宏 明

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 矢室明科線
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市明科中川手6340番の1地先から 安曇野市明科中川手6705番の2地先まで	旧	m 6.0～17.5	km 0.3380
同 上	新	8.8～26.1	0.3380

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月28日

長野県北信建設事務所長 関 一 規

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 403号
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字照岡字矢捨平1668番の3地先から 飯山市大字照岡字そりめ813番の2地先まで	旧	m 7.0～38.0	km 0.3939
同 上	新	7.0～38.2	0.4050

- 2 (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 箕作飯山線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字照岡字矢捨平1668番の3地先から 飯山市大字照岡字そりめ813番の2地先まで	旧	7.0 ~ 38.0 m	0.3939 km
同 上	新	7.0 ~ 38.2	0.4050

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字照岡字道下10番の4地先から 飯山市大字照岡字前平158番の29地先まで	旧	6.2 ~ 7.5 m	0.1539 km
同 上	新	7.0 ~ 18.9	0.1539

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月28日

長野県佐久建設事務所長 大瀬木 弘

- 1 (1) 路 線 名 下仁田浅科線
- (2) 供用を開始する区間
佐久市大字志賀字辻畑5901番の1地先から
佐久市大字志賀字宮東6211番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和6年3月28日
- 2 (1) 路 線 名 小諸中込線
- (2) 供用を開始する区間
佐久市大字平塚字欠塚273番の4地先から
佐久市大字平塚字欠塚272番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和6年3月28日

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月28日

長野県伊那建設事務所長 石田良成

- 1 路 線 名 北林飯島線
- 2 供用を開始する区間
上伊那郡中川村大草6615番の1地先から
上伊那郡中川村大草6669番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和6年3月28日

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月28日

長野県木曾建設事務所長 片桐 剛

1 (1) 路線名 南木曾停車場線

(2) 供用を開始する区間

木曾郡南木曾町読書3660番の3地先から

木曾郡南木曾町読書3688番の8地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和6年3月28日

2 (1) 路線名 木曾福島停車場駒ヶ岳線

(2) 供用を開始する区間

木曾郡木曾町福島1240番の1地先から

木曾郡木曾町福島1227番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和6年3月28日

道路管理課

長野県教育委員会告示第1号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項及び第31条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定し、及び長野県天然記念物の指定を解除します。

令和6年3月28日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

名称	員数	所在地	所有者の名称
大井法華堂文書	4,405点 附 仏像・仏具類 29点	千曲市大字屋代260-6 長野県立歴史館	長野県

2 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

名称	所在地	指定告示
川路のネズミサシ	飯田市川路4693	昭和43年3月21日 長野県教育委員会告示第2号

文化財・生涯学習課

選告示第2号

政治資金規正法事務取扱規程（昭和51年選告示第5号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月28日

長野県選挙管理委員会委員長 北島 靖 生

様式第5号及び様式第6号中

- 「
□ フレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
」を
「
□ 光ディスクに複写したものの交付
□ 電子情報処理組織を使用して行う方法
」に改める。

選挙管理委員会